

2014年9月3日
経済産業省
中小企業庁

下請事業者の利益を保護し、取引の適正化推進を目的とする

平成26年度中小企業庁委託事業

「業種別下請ガイドライン説明会」 講師派遣による説明会 参加者募集

企業、組合、業界団体対象に実施

下請・親事業者双方の担当で同時に受講可能！

申込みは専用WEBサイトをチェック！

<https://shitauke-guideline.jp/>

経済産業省中小企業庁（所在地、東京都千代田区）は、下請事業者の利益を保護し、取引の適正化推進を目的に、親事業者の外注（購買）業務を管理する方、及び下請事業者を対象として「下請ガイドライン説明会」を開催、参加者を募集します。

中小企業庁では、これまで16業種（素形材、自動車、産業機械・航空産業、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建設、トラック運送、建材・住宅設備、放送コンテンツ、鉄鋼、化学、紙・紙加工、印刷、アニメ産業）に向けた、親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係を構築するための「下請ガイドライン」に基づき、下請取引適正化の推進や指導を行ってきました。

本説明会では、下請事業者の利益を保護し、取引の適正化を推進することを目的とする理想的な取引（ベストプラクティス）や下請代金支払遅延等防止法で問題となりえる行為などを例示した「下請ガイドライン」を解説することにより、下請取引の適正化の推進を図ります。「講師派遣による説明会」では、講師（中小企業診断士等）が企業または組合、業界団体を対象に個別に出向いて説明会を実施するもので、「講師派遣」希望企業（団体・組合等）を募集します。

申込みは「下請ガイドライン説明会」専用WEBサイトからのオンライン申込みと、同WEBサイトから申込用紙をプリントアウトしFAX申込みの2通りです。説明会概要と申込み方法は下記をご参照ください。

<講師派遣による下請ガイドライン説明会概要>

■下請ガイドライン 16 業種

①素形材、②自動車、③産業機械・航空産業、④繊維、⑤情報通信機器、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設、⑨トラック運送、⑩建材・住宅設備、⑪放送コンテンツ、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・紙加工、⑮印刷、⑯アニメ産業

※平成 25 年度に 14 業種のガイドラインが改訂されました。消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けて、消費税の転嫁を拒否する行為等に関する想定例、法令上の留意点などが追加されていますので、是非ご参加ください。

■講師派遣による説明会

“講師派遣”希望企業（団体・組合等）を募集しています。

講師（中小企業診断士等）が企業または組合、業界団体を対象に個別に出向いて「下請ガイドライン説明会」を実施いたします。

下請法を推進するためには、下請事業者、または親事業者の一方のみが学習しても遵守は徹底されません。そこで、主な取引先である下請、親事業者双方の担当者が同時に受講いただくスタイルをご提案しております。

対象：下請事業者または親事業者が属する企業、組合、業界団体等

会場：貴団体（企業、組合、業界団体等）内会議室を想定。無い場合は別途ご相談に応じます

規模：50 名程度

費用：講師派遣、テキストに係る費用は無料です

※ その他「対象」「内容」「時間」「講師」は業種別説明会と同じです。

【申込から実施までの流れ】

STEP1●参加申込（オンラインまたは FAX 申込）

STEP2●事務局からの確認連絡（以下内容確認 ①希望日②会場有無③業種④実施規模）

STEP3●講師の選定/会場の決定（以下内容確認 ①日程②講師の決定③実施会場の決定）

STEP4●事務局からの連絡（以下内容確認 ①実施に向けた準備の連絡②参加人数の確認③資料郵送）

STEP5●訪問による実施

<お申込み方法>

■オンライン申込

専用 WEB サイト「平成 26 年度中小企業庁委託事業 下請ガイドライン説明会」にアクセスし、入力フォームに必要事項を明記し申込み。

■ F A X

専用 WEB サイトの「講師派遣による説明会案内チラシダウンロード」でチラシをプリントアウトし、必要事項を明記のうえ、FAX（03-3542-6012）で申込み。

専用 WEB サイトアドレス：

<https://shitauke-guideline.jp/>

<本説明会に関するお問い合わせ先>

下請ガイドライン説明会事務局

TEL/FAX：03-3542-6012 Email: info@shitauke-guideline.jp 専用サイト：<https://shitauke-guideline.jp>

受付時間： 平日 9：30～17：30 （土曜、日曜、祝日は休み）